

第3次 塩竈市環境基本計画

概要版



令和7年3月
塩竈市

1. 計画策定の背景

- 第 2 次塩竈市環境基本計画を策定以降、世界では深刻化する気候変動や生物多様性の損失を背景に、温室効果ガス削減に向けた「パリ協定」や自然と共生する世界を目指した「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されています。
- 国においては「第 6 次環境基本計画」の策定や、「2050 年カーボンニュートラル」を宣言するなど、環境政策を取り巻く状況は大きく変化しています。
- 第 3 次塩竈市環境基本計画は、こうした状況を踏まえ、第 2 次塩竈市環境基本計画を見直し、循環共生型社会の構築に向けて、積極的に取り組むべく策定しました。

【市の現状・課題】

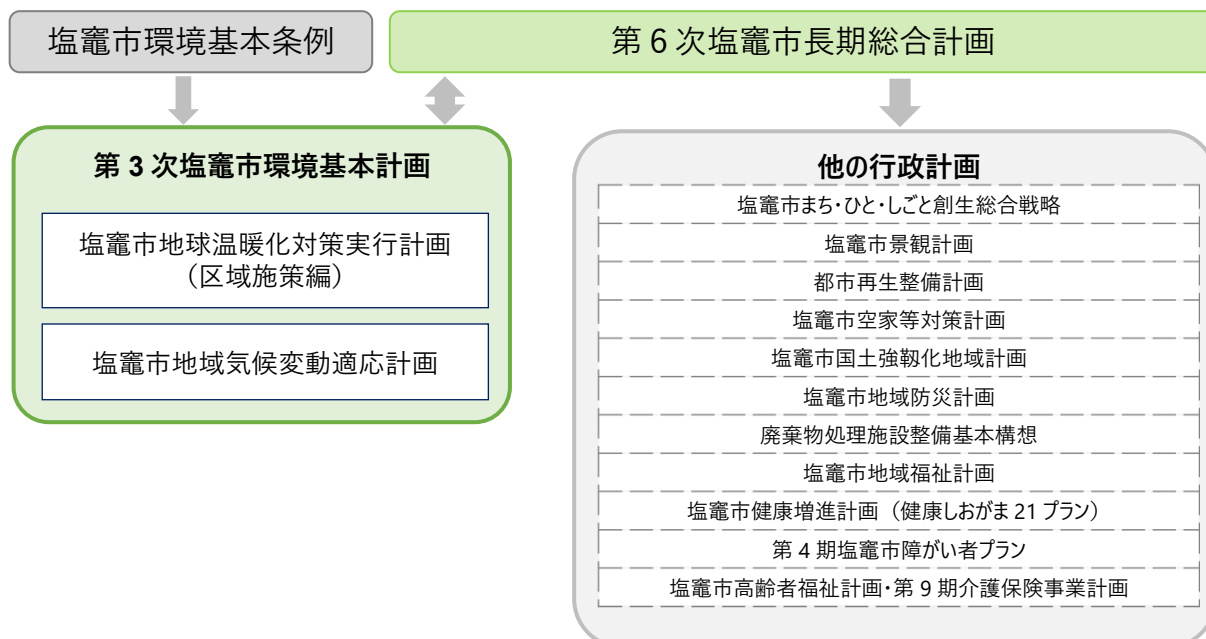
○本市では気候変動による地球温暖化に対応するため、令和 32（2050）年までに二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明しており、脱炭素化へ向けた効率的かつ効果的な施策の取組が必要となっています。

○本市の 1 人 1 日当たりの家庭ごみの排出量は 725 g（令和 4 年度実績）であり、県内平均を大きく上回っていることから、ごみの減量化を進めるとともに、資源を無駄なく循環させていく社会の構築が求められています。

2. 計画の位置づけ

- 本計画は、地球温暖化対策推進法に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」を包含します。
- 本計画は、「第 6 次塩竈市長期総合計画※¹」をはじめとする他の行政計画を環境の側面から効果的に推進する役割を果たします。

【環境基本計画の位置づけ】



※1 【長期総合計画】まちづくりや行政運営の指針として、基本的な考え方や施策の方向性を定めたものであり、市が策定する各種個別計画の上位計画にあたる。

3. 計画の対象

対象期間

- ❑ 本計画の対象とする期間は、令和 7（2025）年度から令和 16（2034）年度までの 10 年間とします。（必要に応じて計画の見直しを実施）

対象地域

- ❑ 本計画の対象とする地域は、市域全体とします。
- ❑ 本計画は、方針や目標に応じて、松島湾海域、隣接する市町村の環境や社会全体、地球全体の環境に対する配慮についても掲げるものとします。

4. 目指すべき将来像

【令和 16（2034）年度に向けた環境の将来像のイメージ】

みんなで創る 循環と共生のまち 塩竈

市民・事業者・市、市に集う人々みんなで、
地域資源を循環させ、自然環境と共生する
まちを創っていきます。



5. 計画の体系

本計画には、SDGs の考えを取り入れることで、持続可能な社会の実現を目指します。

分野	環境像	施策の方向
I 気候変動 地球温暖化対策 実行計画 (区域施策編)	1 気候変動に適応し、脱炭素に向けた取組を進めるまち	1-1 省エネルギーの推進 1-2 再生可能エネルギー等の導入促進 1-3 温室効果ガス吸収源の確保 1-4 気候変動適応策の推進 地域気候変動適応計画
II 自然共生	2 海とみどりの豊かさを育み、人と生きものがつながるまち	2-1 自然環境と生物多様性の保全 2-2 やすらぎやうるおいのある生活空間の創造
III 資源循環	3 ごみを出さないくらしと資源の循環に協働して取り組むまち	3-1 ごみの減量とリサイクルの推進 3-2 安定的で適正なごみ処理の推進
IV 生活環境	4 全ての人々が安全・安心・快適な環境の中でくらし活動できるまち	4-1 健康・快適な環境の保全
V 協働と参画	5 持続可能な環境づくりのために行動する人の輪を広げるまち	5-1 歴史的・文化的環境・景観の保全と継承 5-2 環境教育・環境学習の推進 5-3 多様な主体による連携・協働の推進

施策

1-1-1 省エネルギー行動の推進



1-1-2 エネルギー効率の高い機器等の導入や建物改修の促進



1-2-1 太陽光発電設備等の導入促進



1-2-2 次世代自動車等の普及促進



1-3-1 森林や緑地の保全（グリーンカーボン）



1-3-2 藻場の保全・再生（ブルーカーボン）



1-4-1 自然災害に対する適応策の推進



1-4-2 市民生活・都市生活における適応策の推進



1-4-3 健康影響に関する適応策の推進



1-4-4 農林水産業における適応策の推進



2-1-1 健全な生態系の保全・創出・再生



2-1-2 生物多様性や自然を活用したまちづくり



2-1-3 外来種・有害鳥獣対策



2-2-1 まちのみどりの保全と創出



2-2-2 水辺の憩いの空間の充実



3-1-1 3Rの推進



3-1-2 食品ロスの削減



3-1-3 プラスチックごみの削減



3-2-1 ごみの適正処理



4-1-1 大気環境の保全



4-1-2 水環境の保全・土壌汚染対策



4-1-3 騒音・悪臭・地盤沈下の対策



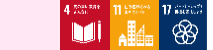
4-1-4 化学物質の適正管理



4-1-5 身近な生活環境の保全



5-1-1 伝統を活かしたまちづくり



5-1-2 自然景観の保全



5-2-1 環境教育・環境学習の促進



5-2-2 環境情報の提供



5-3-1 市民との協働



5-3-2 環境活動の体制づくり



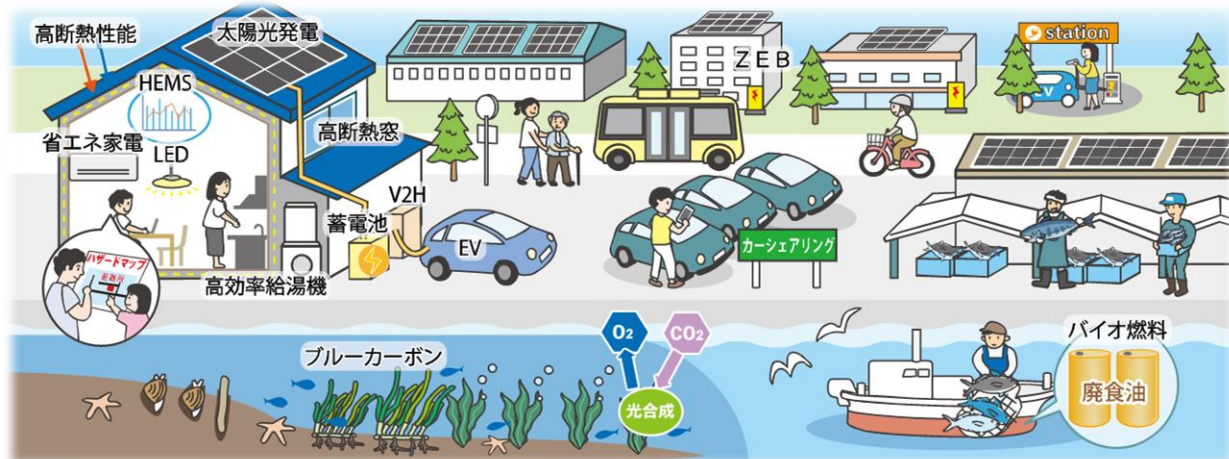
環境像 1 気候変動に適応し、脱炭素に向けた取組を進めるまち

関連する SDGs の
主なゴール



環境性能の高い建築物の導入、再生可能エネルギー※2の利用など、市民生活・事業活動のあらゆる場面でのエネルギー利用の効率化や脱炭素化が進むとともに、気候変動による影響への備えや対応策が進んでいます。

将来的なカーボンニュートラル社会の実現に向け、脱炭素化に積極的に取り組むまちを目指します。



温室効果ガスの削減目標

令和 12（2030）年度までに 平成 25（2013）年度比で **51%** 削減

管理指標

指標	現状値（R4）	目標値（R16）
市域の温室効果ガス排出量	435 千 t-CO ₂ （H25）	213 千 t-CO ₂ （R12）注
市の事務事業による温室効果ガス排出量	7,177.7 t-CO ₂	3,517.0 t-CO ₂ （R12）注
公共施設の太陽光発電導入量	203kW	253kW

注）塩竈市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（区域施策編）策定時における目標年度より

施策の方向

1-1省エネルギーの推進

- 家庭や事業所における、脱炭素につながる個々の行動を促す事業を検討、推進します。
- 住宅の断熱性向上や長寿命化を促進します。 など

1-2再生可能エネルギー等の導入促進

- 建物の屋上や屋根、遊休地等を活用した太陽光発電設備・蓄電池の導入を促進します。 など

1-3温室効果ガス吸収源の確保

- 森林、公園緑地、街路樹など都市の身近な緑の保全を推進します。
- 藻場の保全と再生に向けた活動を行う団体との連携・協働を促進します。 など

1-4気候変動適応策の推進

- 塩竈市地域防災計画や塩竈市防災ガイドブック（ハザードマップ）を市民等に周知し、防災・減災に努めます。
- 災害時における停電等のリスクに備えるため、災害時も利用可能な自家消費型の再生可能エネルギーや蓄電池等の導入促進に向けた取組の推進に努めます。
- クールビズや公共交通の利用促進など、気候変動への適応に向けたライフスタイルへの転換についての普及啓発に努めます。
- 回遊性魚介類についての漁場の環境変化への対応について、関係機関や水産業者との情報共有を図ります。 など

※2【再生可能エネルギー】エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）においては、「再生可能エネルギー源」について、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。

環境像 2 海とみどりの豊かさを育み、人と生きものがつながるまち

関連する SDGs の
主なゴール



道路の街路樹や、学校、公園など拠点となるみどりが育つとともに、生物の生息・生育場所となる水とみどりのネットワークが形成されています。浦戸諸島においては豊かな自然環境が維持・保全されるとともに、人々の生活や農業、水産漁業、観光業等の産業の基盤となっています。

自然との共生により、本市にくらす人々の生活や、都市の営みにゆとりやうるおいが生まれるまちを目指します。



管理指標

指標	現状値 (R4)	目標値 (R16)
一人当たりの都市公園※ ³ 面積	17.4 m ²	20.0 m ²
自然共生サイト※ ⁴ 等の認定数 (令和 5 年より制度開始)	—	1 か所以上

施策の方向

2-1 自然環境と生物多様性の保全

- 適正な土地利用や、生物多様性に配慮した緑地管理により、生物の生息・生育環境の保全を推進します。
- 浦戸諸島や越の浦に残る自然海岸の保全に努めます。
- 民間企業等による、生物多様性増進活動促進法に基づく計画（自然共生サイト）の認定に向けた取組への支援・協力など、保全地域の拡大に向けた検討を行います。 など

2-2 やすらぎやうるおいのある生活空間の創造

- 地域のシンボルとなる樹木などを保全し、活用していきます。
- 市民との協働により身近な公園緑地の魅力を高め、積極的に活用を図ります。
- 海とのつながりを重視したまちの活性化を進めます。 など

※³【都市公園】都市公園法に基づき、国や地方自治体が設置する市民の休養・運動に供する公園または緑地のこと。

※⁴【自然共生サイト】「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する区域のこと。認定区域は、保護地域との重複を除き、「OECM」として国際データベースに登録される。令和 5～6 年度は「自然共生サイト」制度として実施され、令和 7 年度以降は、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（生物多様性増進活動促進法）」に基づく認定に一本化される。
保護地域とは、保全のための特定の目的を達成するために指定され又は規制され及び管理されている地理的に特定された地域のこと。
OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）とは、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域のこと。里地里山、社寺林、公共緑地、企業緑地等の身近な自然を通じて生物多様性の保全に貢献する場所等が含まれる。

環境像 3 ごみを出さないくらしと資源の循環に協働して取り組むまち

関連する SDGs の
主なゴール



本市でくらし、働き、活動する全ての人々が主体的にごみの減量に取り組むとともに、市民・事業者・市の連携によるリユースの仕組みづくりなどにより、発生抑制と再使用が優先的に進められています。資源とごみの分別が徹底されるとともに、資源を無駄なく循環する仕組みが構築され、排出されたごみは適正に処理されています。

限りある資源を効率的に活用し、持続可能な形で循環させながら利用していく社会の構築を目指します。



管理指標

指標	現状値（R4）	目標値（R12） ^注
一人一日当たりの家庭ごみ排出量	725g	625g
リサイクル率	21.1%	30.0%

注）宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）目標年度より

施策の方向

3-1 ごみの減量とリサイクルの推進

- 「3R（スリーアール）^{※5}」活動の推進に努め、循環型社会の早期実現に向けた取組を促進します。
- 家庭や事業所からのごみ排出量の削減と、ごみ分別の徹底によるリサイクルを促進します。
- 食材を買い過ぎない、食べ残しをしないなど、家庭でできる食品ロス削減の取組について周知・啓発を行います。
- マイバッグ、マイボトル、プラスチック代替品等の利用を促進します。
- 製品プラスチックのリサイクル体制を整備します。
- 使用済みペットボトルの水平リサイクル^{※6}に取り組めます。 など

3-2 安定的で適正なごみ処理の推進

- ごみの適正処理に向け、啓発・指導体制を充実していきます。
- 清掃工場や埋立処分場など、ごみ処理施設の適正管理に努めます。
- ごみ処理の有料化について検討を行います。 など

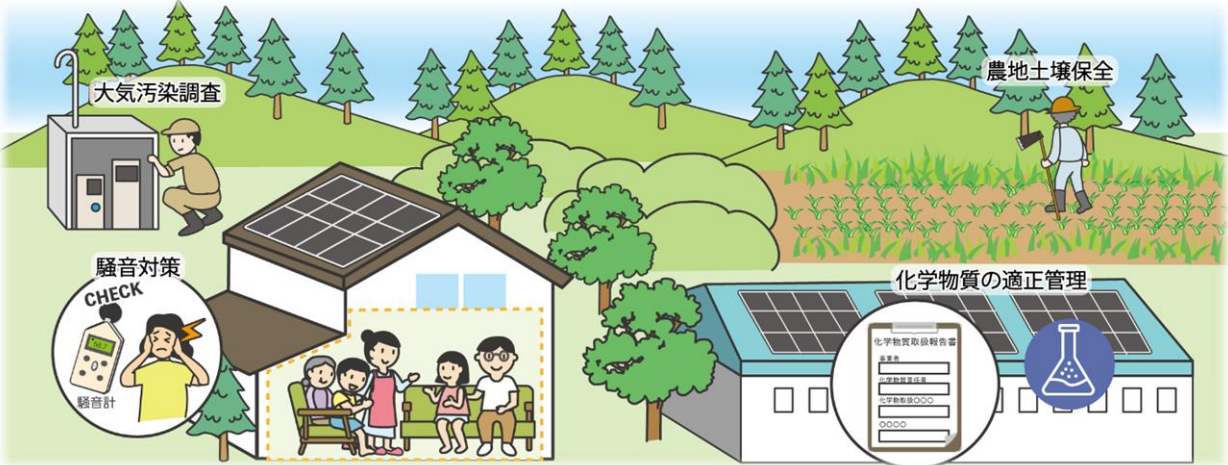
※5 【3R】リデュース（Reduce）：物を大切に使い、ごみを減らすこと、リユース（Reuse）：使える物は、繰り返し使うこと、リサイクル（Recycle）：ごみを資源として再び利用すること、の3つのR（アール）の総称。

※6 【水平リサイクル】使用済み製品を原料として用いて、同じ種類の製品に作り変えるリサイクルのこと。

関連する SDGs の
主なゴール



公害※7 が防止され、良好な生活環境が確保されることにより、本市に集う人々が快適で健やかに過ごしています。本市でくらし、働き、活動する全ての人が安全・安心・快適に活動できる環境を今後も維持していきます。



管理指標

指標	現状値 (R4)	目標値 (R16)
環境基準※8 の達成状況		
大気、水及び騒音に関する環境基準	大気、水に関する基準について一部未達成	環境基準の達成

施策の方向

4-1健康・快適な環境の保全

- 大気汚染防止のため、大気環境のモニタリング等、広域的な取組への協力を推進します。
- 工場・事業所による大気汚染物質排出対策として、事業者への指導を徹底します。
- 自動車排ガス対策として、次世代自動車※9 やエコドライブ※10 等の普及啓発を行います。
- 公害防止対策の強化を図ります。
- 土地利用における環境配慮に努めます。
- 騒音・振動のモニタリング及び広域的な防止対策を推進します。
- 悪臭・地盤沈下などの環境問題への監視を継続します。
- 化学物質を取り扱う事業者の指導を行います。
- 生活型公害改善のため、市民や事業者のマナー向上を図ります。
- 散乱ごみを防止し、市民の美化意識の向上を図ります。 など

※7 【公害】環境基本法では、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義している。この7公害を通常「典型七公害」と呼んでいる。

※8 【環境基準】大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として、環境基本法に基づき定められているもの。

※9 【次世代自動車】二酸化炭素（CO₂）の排出が少ない、環境にやさしい自動車のことで、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車等がある。

※10【エコドライブ】燃料消費量や CO₂ 排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる「運転技術」や「心がけ」のこと。エコドライブは地球温暖化防止だけでなく、交通事故の削減や、ガソリン代の節約にもつながる。

環境像 5 持続可能な環境づくりのために行動する人の輪を広げるまち

関連する SDGs の
主なゴール



一人一人が環境に配慮して行動するための環境教育※11・学習が定着し、自ら環境に配慮した行動を心がける人材が育つとともに、さまざまな主体が連携して環境活動に取り組むための基盤が構築されています。また、市の環境を形成する歴史的・文化的資源や景観が、市民や事業者等との協働によって、良好な状態で維持・保全されています。

市民や事業者と協働し、環境を守る行動が輪となり広がるまち、サステナブルな未来を共に目指すまちをつくっていきます。



管理指標

指標	現状値 (R4)	目標値 (R16)
海などの水辺の魅力を楽しめるイベント等の開催数 (市主催分)	9 回	現状以上
海などの水辺の魅力を楽しめるイベント等の開催数 (市主催分以外)	—	年 10 回
市民による web サイト、動画配信サイト、SNS を用いた環境情報発信件数	—	年 10 件

施策の方向

5-1 歴史的・文化的環境・景観の保全と継承

- 市内に残る伝統的な景観を保全し、その歴史的・文化的価値を活用していきます。
- 市内に残された自然景観の保全に努めます。
- 市民・事業者との協働により環境と調和した都市景観の創造を進めます。 など

5-2 環境教育・環境学習の推進

- 多様な学習ニーズに対応する環境教育・環境学習活動の機会を拡大していきます。
- SNS やアプリの活用、市民による情報発信など、環境情報の発信方法の検討を行い、効果的な情報発信を行います。
- 出前講座の開催など、市民・事業者・市が交流し環境情報の共有化を図ります。 など

5-3 多様な主体による連携・協働の推進

- 自然との共生を目指し、市民・事業者と連携を図りながら、自然環境の保全と活用に努め、みどりと海を育て、生かしていく取組を推進します。
- 市民や事業者へ環境配慮指針の普及・啓発を進めます。
- 企業、団体、高等教育機関等との環境に関する協力・連携体制を強化していきます。 など

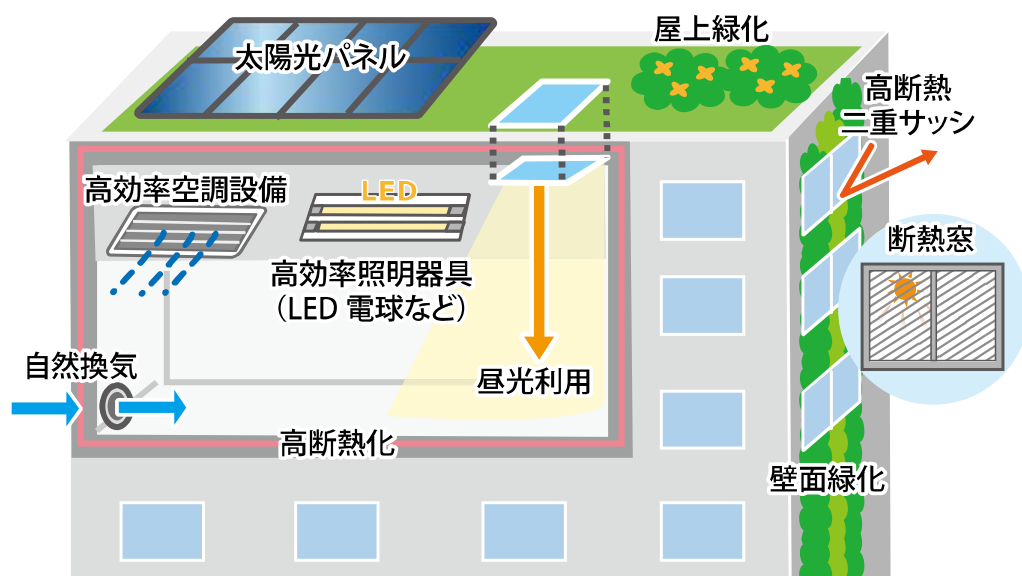
※11【環境教育】人間と環境の関わりを取り上げ、環境の重要性を理解・認識し、環境への負荷の少ない行動を取る必要があるという考え方を学校、家庭、職場などを通じて地域社会へ広げていく教育のこと。

6. リーディングプロジェクト

本市が目指す将来像の実現に向けて優先的に取り組むべき施策や、特に重要な施策を「リーディングプロジェクト」として位置づけます。

リーディングプロジェクト 1 公共施設における省エネ化・再エネ導入拡大

- 公共施設において施設の改修や設備の更新時期に合わせて、建築物の省エネ改修や省エネ型設備の導入を進めます。
- さらに、再生可能エネルギーの導入を進めるなど、先進的な取組を行うことで、市民・事業者の意識啓発にもつなげていきます。



リーディングプロジェクト 2 ごみの減量とリサイクルの取組強化

- 市が収集した使用済みペットボトルの水平リサイクルにより、リサイクルの取組を進めます。
- 市内飲食店や食料品店等と連携した食品ロス削減の普及啓発により、ごみの減量を強化します。



7. 環境行動指針（市民・事業者の取組）



市民の環境配慮のための行動指針

気候変動

- ◎ 効率の良い電化製品の利用を検討しましょう。
- ◎ 家の新築、改築を行う際は、太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用を検討しましょう。
- ◎ 屋根、外壁、床、窓ガラス、ドアなどの断熱性能を高めましょう。
- ◎ エコドライブに努めましょう。 など

自然共生

- ◎ 庭、ベランダ、屋上などで身近な緑を育て、四季の変化を楽しみましょう。
- ◎ 庭先の緑は隣家や通行人などの迷惑にならないように、きちんと管理しましょう。
- ◎ 身近な公園をはじめ、海や川、森、里山などで自然や生きものに親しみましょう。 など

資源循環

- ◎ マイバッグやマイボトルなどを利用しましょう。
- ◎ 食品を無駄なく使う、食べ残しや作りすぎに注意するなど、食品ロス削減に努めましょう。
- ◎ 空き缶やビン類、ペットボトル、古新聞、段ボール、牛乳パック、古布などは、資源回収に出しましょう。 など

生活環境

- ◎ 歯磨きや洗顔、シャワー、洗車の際には、水を流し放しにしないようにしましょう。
- ◎ 近所迷惑となるような生活騒音を発生させないように、機器を使う時間帯や防音に配慮しましょう。
- ◎ ごみはきちんと持ち帰るなどのマナーを身につけましょう。 など

協働と参画

- ◎ 環境問題について調べたり、家族や周りの人と話し合ったりしましょう。
- ◎ 市や環境関連団体などが主催する環境保全活動や学習会へ参加しましょう。
- ◎ 町内会や子ども会などが実施する集団回収などのリサイクル活動へ参加、協力しましょう。 など

環境に配慮した新しい豊かなくらし





事業者の環境配慮のための行動指針

気候変動

- ☺ LED 照明、省電力型の OA 機器、高効率空調機器等、エネルギー効率の高い機器への切替えを進めましょう。
- ☺ テレワーク、オフピーク出勤の導入、ノー残業デーの徹底などに努めましょう。
- ☺ 太陽光発電などの再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用を検討しましょう。
- ☺ BEMS^{※12} の導入を検討しましょう。 など

自然共生

- ☺ 地域の自然環境に負荷をかけない事業活動を進めましょう。
- ☺ 自然環境に配慮した土地利用を進めましょう。
- ☺ 敷地や建物の緑化を進め、生きもののすみかとなる緑や池を作りましょう。 など

資源循環

- ☺ リサイクル製品や省エネ製品などの購入に努めましょう。
- ☺ 生産・流通・販売時のプラスチックの使用抑制、過剰な包装の抑制等に努めましょう。
- ☺ 製造工程から排出される廃棄物を減量・リサイクルしましょう。
- ☺ エコマークやグリーンマークなどの環境配慮商品を販売しましょう。 など

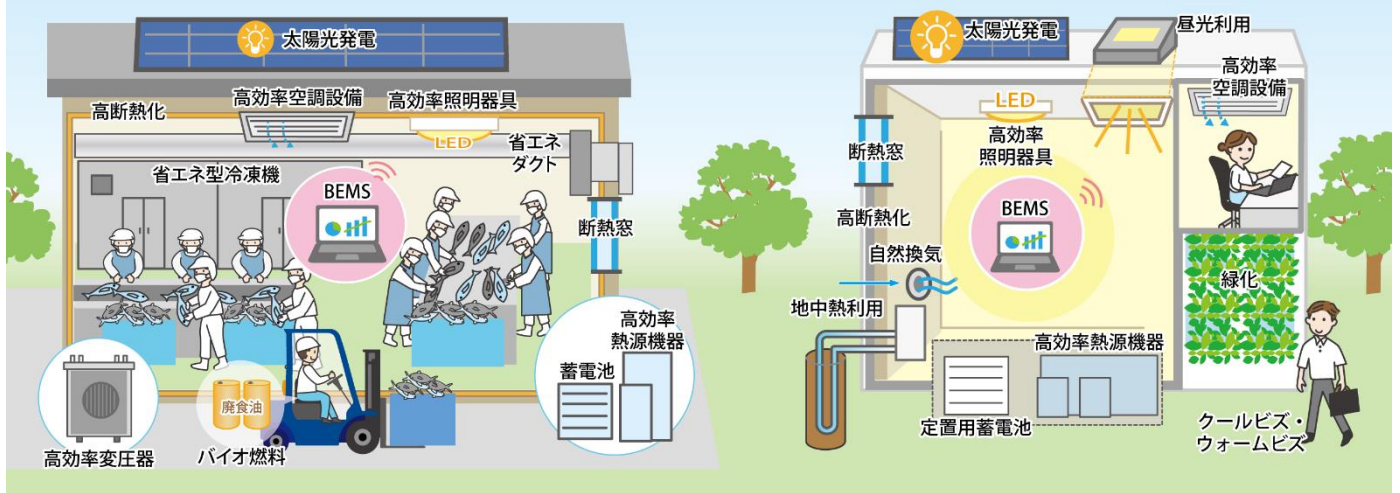
生活環境

- ☺ 有害化学物質^{※13}などは適正に処理しましょう。
- ☺ 大気汚染、水質汚濁、悪臭や騒音を発生させない事業活動を徹底しましょう。
- ☺ 建設作業などを実施するときは、騒音、振動の少ない建設機材などを使用しましょう。 など

協働と参画

- ☺ 工場などの建設をするときは、周辺の自然環境や景観に十分配慮しましょう。
- ☺ 環境に関する情報を調べ、社員に提供しましょう。
- ☺ 市や市民との交流の場や環境協働事業に積極的に参加・協力しましょう。
- ☺ 環境マネジメントシステムの認証を取得し、継続的に運用・改善していきましょう。 など

環境に配慮した持続可能な事業活動



※12【BEMS】Building Energy Management System（ビルディング・エネルギー・マネジメント・システム）の略。「ビル・エネルギー・管理システム」と訳され、ビル内で使用する電力使用量などを計測し、室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムのこと。

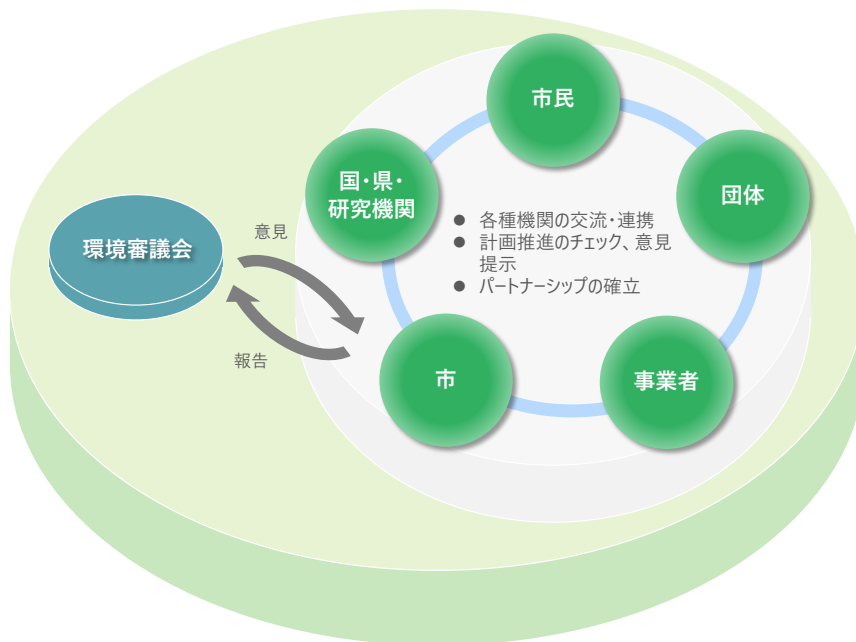
※13【有害化学物質】人の健康または生活環境に係る被害を生ずる恐れのある物質。

8. 計画の推進体制と進管理

(1) 計画の推進体制

- 本計画の推進に当たり、塩竈市環境審議会を計画進行のチェック機関として定期的を開催し、施策・事業の報告及び意見の聴取を行っていくものとします。
- 本計画が目指す環境の将来像を実現するためには、市民や事業者、市などあらゆる主体が自らの問題として取り組むことが重要です。そのため、本計画の推進にあたっては、市民・事業者・市の各主体が連携して取り組みます。

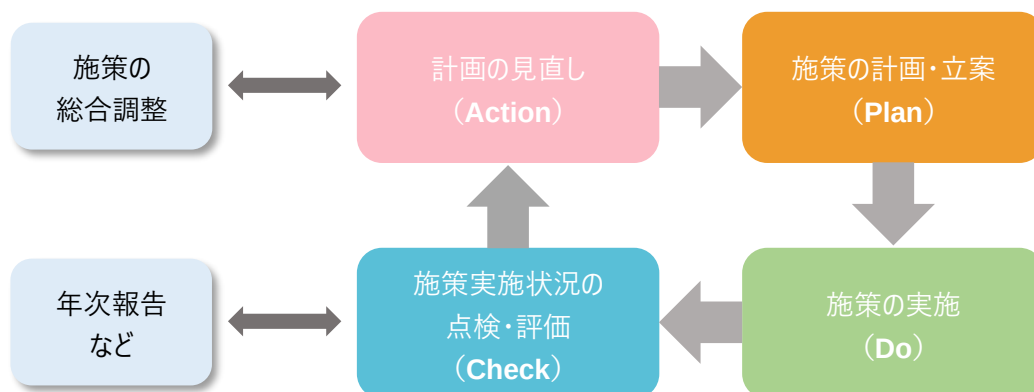
【計画の推進体制】



(2) 計画の進管理と見直し

- 前述の推進体制のもと、指標や施策などは、環境を取り巻く状況の変化や進行状況等によりPDCA サイクルの中で随時見直しを図っていきます。
- 社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて計画の全体的な見直しを行います。

【計画の進管理・見直しのPDCA サイクル】



第3次塩竈市環境基本計画【概要版】 令和7年3月

編集・発行：塩竈市市民生活部環境課
〒985-0006 塩竈市字杉の入裏 39 番 47
TEL：022-365-3377 FAX：022-365-3379
E-Mail：kankyou@city.shiogama.miyagi.jp
塩竈市ホームページ：http://www.city.shiogama.miyagi.jp